

# 8月1日からは新しいものを提示

## 国民健康保険加入者

**国民健康保険被保険者証（兼高齢受給者証）を送ります 新保険証は薄い緑色です 1010257**

発送日 7月18日（火）

※郵送を希望しない場合は、7月14日（金）までに国保年金課へ連絡の上、窓口で受け取り

有効期限 8月1日～来年7月31日

※70歳で前期高齢者となる人は誕生月の末日（ただし、1日生まれの人は誕生月の前月末）、75歳で後期高齢者医療に切り替わる人は誕生日の前日が有効期限  
**保険証と高齢受給者証は一体化**

70歳から74歳までの人は、保険証と高齢受給者証を一体化した「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」に負担割合が記載されています。

**限度額認定証のご利用 1002450**

医療費が高額になる場合、病院窓口で提示すると自己負担が一定の限度額になる認定証を発行しています。認定証は、申請した月の1日から有効です。

**持ち物** 申請する人の保険証とマイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付き身分証（国民健康保険加入者は世帯主と本人のマイナンバーが必要）

※交付済みの認定証有効期限は7月31日（月）のため、引き続き利用したい人は、申請が必要です

※70歳以上の国民健康保険加入者で、所得区分が「現役並み所得Ⅲ」か「一般」に該当する人は、国民健康保険証（兼高齢受給者証）を提示するだけで限度額までの支払いとなります

※国民健康保険税に未納がある世帯の国民健康保険加入者には、原則交付できません  
※マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関・薬局では、限度額認定証の手続きなしで限度額までの支払いとなります

### 70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額	食事療養費（1食当たり）
ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円※2】	460円
イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円※2】	
ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円※2】	
エ	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
オ	35,400円 【24,600円※2】	

### 70歳から74歳までの国民健康保険加入者の自己負担限度額

所得区分※1	1カ月の自己負担限度額		食事療養費（1食当たり）
	外来	外来+入院	
現役並み所得者Ⅲ	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 【140,100円※2】	460円	460円
現役並み所得者Ⅱ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 【93,000円※2】		
現役並み所得者Ⅰ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 【44,400円※2】		
一般	18,000円 (年間限度額: 144,000円)	57,600円 【44,400円※2】	210円※3
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	100円

※1 所得区分は世帯によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください

※2 過去12カ月に4回以上の高額療養費の支給がある場合の限度額

※3 過去12カ月に入院日数が90日を超える人は、別途申請により160円に減額されます

**申請・問合せ** 国保年金課国保係☎内線 3134、白沢支所生活係☎内線 7848、利根支所生活係☎内線 7916

## 後期高齢者医療制度加入者

**後期高齢者医療被保険者証を送ります**

新保険証は紫色です 1010059

発送日 7月13日（木）

有効期限 8月1日～来年7月31日

**限度額認定証のご利用**

**限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の申請が省略される人**

引き続き利用したい人は国保年金課にて申請が必要です。次の人は、申請手続きを省略し、新しい認定証を保険証に同封します。

▼**限度額適用認定証** 昨年8月1日以降に交付を受け、現在も該当しており、本年度も引き続き所得区分が現役並み所得者Ⅱ・Ⅰに該当する人

▼**限度額適用・標準負担額減額認定証** 昨年8月1日以降に交付を受け、現在も該当しており、本年度も引き続き住民税非課税世帯に属する人

### 後期高齢者医療制度加入者の自己負担限度額

自己負担割合、所得区分			自己負担限度額（月額）	
			外来（個人）	外来+入院(世帯)
3割	現役並み所得者Ⅲ	690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回140,100円※】	57,600円 【多数回44,400円※】
	現役並み所得者Ⅱ	380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円※】	
	現役並み所得者Ⅰ	145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円※】	
2割	一般Ⅱ	①同一世帯に被保険者が1人の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合/住民税課税所得28万円以上かつ年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上	18,000円または(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方を適用 【年間上限144,000円】	57,600円 【多数回44,400円※】
	一般Ⅰ	現役並み所得者、一般Ⅱ以外の住民税課税世帯	18,000円 【年間上限144,000円】	
1割	低所得者Ⅱ	同一世帯の全員が住民税非課税（低所得者Ⅰを除く）	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下かつ、その他の所得（給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除した所得金額）がない	8,000円	15,000円

※ 過去12カ月の間に、外来+入院（世帯）の高額療養費の支給を4回以上受けている場合は、4回目から多数回該当となり、限度額が下がります

**申請・問合せ** 国保年金課医療年金係☎内線 3133、白沢支所生活係☎内線 7848、利根支所生活係☎内線 7916

## 要介護認定者

**介護保険負担割合証を送ります**

介護保険の認定を受けている人を対象に郵送します。8月から新しい介護保険負担割合証を事業所に提示してください。

発送時期 7月中旬

有効期限 8月1日～来年7月31日

問合せ 介護高齢課介護保険係☎内線 3146



## 国民健康保険税の納付

国民健康保険税は、国民健康保険（国保）の運営を支える大切な財源です。病気やけがに備え、加入者が負担能力に応じて納付する仕組みになっています。7月10日（月）、世帯主（納税義務者）に国保税納税通知書を送ります。

### 納付方法

▼**納付書、口座振替（普通徴収）**

通知書に同封する納付書で納付してください。口座振替は市内に本支店のある金融機関で手続きできます。

▼**年金天引き（特別徴収）**

世帯主が国保加入者で年金受給者の場合、一定の要件を満たすと年金から天引きされます。

※申請により口座振替に変更可

**保険料を納めないでいると**

納期限を過ぎると督促状が送付され、それでも納めないでいると通常の保険証よりも有効期間が短い保険証が交付されます。さらに滞納が続いた場合には、保険証の代わりに「資格証明書」が交付され、受診時に窓口で医療費を全額支払わなければなりません。

### 国保税の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月31日	8月31日	10月2日	10月31日	11月30日	12月25日	1月31日	2月29日	4月1日

### 国保税の税率（所得割額、均等割額、平等割額の合計が年税額）

区分	令和5年度の税率			
	医療分	後期支援分	介護分	
所得割額	世帯内の加入者の所得に応じて計算	7.3%	2.6%	2.4%
均等割額	世帯内の加入者の人数に応じて計算	27,800円	9,800円	11,900円
平等割額	加入者がいる世帯に一律で計算	22,500円	7,700円	6,700円
課税限度額	国保税額が課税限度額を超えた場合	65万円	22万円	17万円

※介護分については、40歳から64歳まで（介護保険第2号被保険者）の人が納めます

**問合せ** 国保年金課国保係☎内線 3135、白沢支所生活係☎内線 7848、利根支所生活係☎内線 7916

## 介護保険料の納付 1003099

65歳以上の人を対象に、介護保険料額決定通知書を送ります。

### 仮算定と本算定

各期の保険料は前年分の所得確定前は前年度の保険料を基に仮算定し、所得確定後は「介護保険料（年額）」で本算定を行います。仮算定との過不足分は、本算定で調整されます（下表）。

納期 徴収方法	1期 (4月)	2期 (6月)	3期 (8月)	4期 (10月)	5期 (12月)	6期 (2月)
	納付書 口座振替 (普通徴収)	仮算定		本算定		
年金天引き (特別徴収)	前年度の年額を6で割った金額		(確定した年額 - 仮算定額)を4で割った金額			
	前年度の第6期(2月)と同額 ※3期分は調整する場合あり		(確定した年額 - 仮算定額)を3で割った金額			

### 納付方法

▼**納付書、口座振替（普通徴収）** ※8月中旬発送

特別徴収に該当しない人、年度途中で65歳に到達した人、転入した人などは、通知書に同封する納付書で納付してください。口座振替は市内に本支店のある金融機関で手続きができます。

▼**年金天引き（特別徴収）** ※7月中旬発送

老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人は、年金から天引きされます。

**保険料を納めないでいると**

特別な理由もなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用したときにかかる費用の全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制限を受けることがあります。保険料が時効（2年）となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。

**問合せ** 介護高齢課介護保険係☎内線 3146